

公益社団法人群馬県看護協会 寄付金取扱要領第12条に基づく情報の公表

公益社団法人群馬県看護協会 寄付金取扱要領第12条の規定の基づき、本会が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に受領した寄付金について、次のとおり公表する。

令和4年4月25日

公益社団法人群馬県看護協会 会長 萩原京子

個人・法人等の別 (法人・団体の名称)	寄付金等 受領日	寄付金等 の金額	寄付者が定めた使途	金銭以外の物品で ある場合の内容
法人 (公益社団法人日本 看護協会)	令和3年7月 21日	円 140,800	新型コロナウイルス感染 症対策	A I 検温器
法人 (東洋羽毛工業株式 会社)	令和3年12 月15日	円 600,000	使途の指定なし	—